

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年3月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100109号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100023号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年7月18日は33万1,000円、同年12月5日は34万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日及び同年12月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日及び同年12月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に支給された賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された預金通帳及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、賞与支給日については、上記預金通帳及び同僚のオンライン記録により、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の預金通帳により確認できる振込額及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期

間①は 33 万 1,000 円、請求期間②は 34 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成 18 年 7 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主からは、平成 15 年 7 月 18 日及び同年 12 月 5 日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100112号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100024号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年7月18日及び同年12月5日は38万8,000円、平成16年7月16日は35万1,000円、同年12月3日は36万円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月5日
③ 平成16年7月16日
④ 平成16年12月3日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から④までに支給された賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者から提出されたB銀行C支店発行の預金取引明細表及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、上記の預金取引明細表により確認できる振込額及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は 38 万 8,000 円、請求期間③は 35 万 1,000 円、請求期間④は 36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成 18 年 7 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主からは、平成 15 年 7 月 18 日、同年 12 月 5 日、平成 16 年 7 月 16 日及び同年 12 月 3 日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。